

登録申請をする際に以下の要件に一つでも該当する場合、あるいは、申請書や添付書類のうちに重要事項について虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けている場合は、登録が拒否されることになります。

— 登録拒否要件（法第6条第1項） —

- ① 登録取消処分を受けてから5年以内である者
- ② 登録取消処分を受けた法人の役員（※当該登録取消処分のあった日30日以内に役員であった者）で当該登録取消処分を受けてから5年以内である者
- ③ 密接関係法人が登録取消処分を受けた法人で、当該登録取消処分から5年以内である法人
- ④ 処分逃れのために廃業をしてから5年以内である者（法人及び法人の役員を含む）
- ⑤ 事業停止命令中である者
- ⑥ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから5年以内である者
- ⑦ 遊漁船業の適正化に関する法律、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）、漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第119条第2項又は水産資源保護法第4条第1項に基づく都道府県知事が定める規則を含む。）又は船員法の規定に違反し、罰金刑に処せられ、その執行から5年以内である者
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年以内である者
- ⑨ ①、②、④～⑧、⑩に該当する法定代理人
- ⑩ ①、②、④～⑧に該当する役員がいる法人
- ⑪ ⑧の者がその事業活動を支配する者
- ⑫ 遊漁船業務主任者を選任していない者
- ⑬ 利用者の生命又は身体について損害を生じ、その被害者に対しその損害の賠償するための適切な填補限度額の保険契約又は共済契約に加入していない者
- ⑭ 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者